

国住指第4030号
平成30年2月1日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

木造の寄宿舎等を対象とした違反対策の徹底について

1月31日に北海道札幌市の寄宿舎において発生した火災により、死者11人、負傷者3人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

国土交通省においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等が明らかではないものの、建築基準法に基づく建築確認申請を行うことなく用途変更や増築を行ったなどの違反の疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、木造の寄宿舎等に対する違反対策について、下記のとおり、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方をお願いする。

なお、本火災を踏まえた防火対象物に対する指導について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされている。防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 対象とする建築物

次に掲げる要件に該当する建築物を対象とすること。

なお、対象とする建築物が多数となる場合は、未是正の建築基準法令違反があることを覚知しているものや長期間立入検査を実施していないものを優先的に指導対象とするなど、計画的に指導を図られたい。

- ・用途：寄宿舎又は下宿
- ・構造：木造
- ・規模：2階建て以上かつ延べ面積150m²以上
- ・建築年：昭和50年以前に新築された建築物

2. 違法に建築等されている物件への対応

消防部局等と必要に応じて連携し、上記1の建築物について、建築、大規模の修繕・模様替、用途変更等を行ったことにより、違反となっているものがないかどうか確認を行い、当該違反が確認された場合には、適切に是正措置を講じること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（平成18年5月11日付け国住指第541号）」及び「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について（平成23年9月8日付け国住安第28号）」に準じて、必要に応じて事実関係を公表又は地方整備局等を通じ国土交通大臣へ当該情報を提供するようお願いする。

3. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないものなど、避難安全性の確保の必要性が高いもの等に重点を置いて、上記1の建築物を対象とした防災査察を実施すること。